

# 令和7年(2025年)第8回ニセコ町議会臨時会

令和7年(2025年)11月26日（水曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町長就任の宣誓
- 5 教育長就任の宣誓
- 6 所信表明
- 7 報告第1号 専決処分した事件の報告について  
(請負契約の契約金額の変更)
- 8 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 9 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 10 議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 議案第4号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 14 議案第5号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算
- 15 議案第6号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算

## ○出席議員（10名）

1番 高瀬 浩樹	2番 大野 幹哉
3番 高木 直良	4番 榊原 龍弥
5番 高井 裕子	6番 小松 弘幸
7番 斎藤 うめ子	8番 木下 裕三
9番 篠原 正男	10番 青羽 雄士

## ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中健人
副町長	山本太一
会計管理者	藤巻契
総務課長	福村伸志
消防庁舎整備室長	黒瀧広
企画環境課長	桜井敏雄
企画環境課参事	阿南則孝
町民生活課長	富永匡宏
保健福祉課長	重森省夫
農政課長	山口宏
農業委員会事務局長	石山智
国営農地再編推進室長	馬渕由香
商工観光課長	市原樹
商工観光課参事	橋本俊二
都市建設課長	石山啓二
上下水道課長	森康行
上下水道課参事	森玲子
総務係長	佐々木茂
財政係長	浅井理登
教育長	片岡辰三
総合教育課長	淵野隆
総合教育課参事	阿部伸幸
総合教育課参事	中原博視
こども未来課長	齊藤徹
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	加藤紀孝
書記	佐藤紀秀

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） おはようございます。

ただいまの出席委員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 8 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により議長において、2 番 大野幹哉君、3 番 高木直良君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間に決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者は、町長、田中健人君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、山口丈夫君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、

佐竹三郎君、以上の諸君です。

#### ◎日程第4 町長就任の宣誓

○議長（青羽雄士君） 日程第4、このたびのニセコ町長選挙において当選され、去る10月9日に就任された田中健人町長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第1項の規定により、就任時の宣誓を行いたい旨、申し出がありましたので、これを許します。

町長、田中健人君。

○町長（田中健人君） ただいま青羽議長のお許しをいただきましたので、令和7年第8回臨時会の貴重なお時間をいただきまして、ニセコ町まちづくり基本条例第26条の規定に基づき、町長就任時の宣誓を行います。

宣誓、私は町民の信託による町長であることを深く認識し、日本国憲法に保障された地方自治の理念並びにニセコ町まちづくり基本条例に掲げられた情報共有と住民参加の理念に基づき、変化の大きい社会情勢のもとにあっても時代に即した自治の形を築くことに努めます。

また、町政の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行し、現場の声に耳を傾け、共に考え、共に進む姿勢を貫きながら変化を恐れず挑戦を続け、町民が誇りを持てるニセコ町の実現に全力を尽くすことを誓います。

令和7年11月26日、ニセコ町長、田中健人。

○議長（青羽雄士君） 以上で、町長の宣誓を終わります。

#### ◎日程第5 教育長就任の宣誓

○議長（青羽雄士君） 日程第5、去る10月1日、教育長に再任された片岡教育長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、就任時の宣誓を行いたい旨、申出がありましたので、これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） ただいま青羽議長より発言を許可されましたので、宣誓を行いたいと思います。

ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、宣誓を行います。

宣誓、私は就任にあたり、教育長の職務とその重責を自覚するとともに、その職が町民の信託によるものであることを深く認識し、ニセコ町の教育振興と未来を担う子どもたちの確かな成長を支えるために、誠心誠意努力してまいります。

ここに、日本国憲法による保障された自治権の一層の拡充とニセコ町まちづくり基本条例の理念の実現に向けて、教育を通じて誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

令和7年11月26日、ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

○議長（青羽雄士君） 以上で、教育長の宣誓を終わります。

## ◎日程第6 所信表明

○議長（青羽雄士君）　日程第6、田中健人町長から所信表明を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、田中健人君。

○町長（田中健人君）　ただいま青羽議長のお許しをいただきましたので、ニセコ町長就任にあたっての所信を述べさせていただきます。

1、はじめに。

このたびのニセコ町長選挙におきまして、町民の皆様から温かい御支援をいただき、10月9日付でニセコ町長に就任いたしました。私に投じていただきました1,887票、そして他の候補者に投じられた493票、そのいずれもが町の未来を託す重い一票であり、その責任を全身で受け止めてまいります。ニセコ町の代表として、ニセコ町をよりよくしていきたいという想いを胸に、今後町の発展と町民生活の向上のため全力で職務を遂行してまいります。

また、これまでニセコ町のまちづくりに尽力されてきた歴代の首長、町民の代表である議員の皆様、行政職員の皆様、地域の事業者、各種団体、そして町民の皆様、日頃から町政推進に御協力いただいている全ての方々に深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

2、ニセコ町が向き合う現状と課題。

今日のニセコ町は先人の不断の努力により、国内外から注目される観光地として発展を遂げています。一方で、その発展に伴う痛みや暮らしの課題、町民の皆様が抱える生活実感とのギャップも大きくなり、様々な課題に直面しています。例えば、住宅の確保、働き手や担い手の不足、生活インフラの維持、子育て環境や教育機会の充実、福祉の向上、農業と観光を基軸とした産業振興、公共交通の充実、防災力の強化、自然環境の保全と活用、少子高齢化、そして将来の財政負担など、暮らしに直結する課題や声があることをまずは受け止めなければなりません。同時に、これらの課題はニセコ町のみならず、近隣町村や全国の自治体にも共通する課題でもあります。

しかし、これらを乗り越え解決していくことは、ニセコ町がさらに発展し、暮らしやすさが向上し、町の魅力やファンが増えていくチャンスでもあると考えています。国内外から注目度の高いニセコ町だからこそ、多様な主体の連携により地域の活力を生み、まちの魅力を最大限に引き出しながら必要な対策を一步ずつ確実に進めていく姿勢が重要だと考えています。

3、ニセコ町政に臨む基本姿勢。

私は町政運営にあたり、次の三つの価値観を重視してまいります。

(1)まず第一にチャレンジです。

社会環境が大きく変化する今、現状維持は後退を意味します。ニセコ町は現在、人口や事業者数の微増など発展を続けております。だからこそ、ここで歩みを止めるのではなく、今後も持続可能に発展し続けるために挑戦をしていくことが必要だと考えています。前例や慣習にとらわれず、何よりも現場の声を重視して挑戦をしてまいります。就任日の役場職員向けの訓示では、挑戦していくことの重要性をまず真っ先にお伝えをいたしました。全ての責任は行政の長である私が背負います。失敗を

恐れず、何事にも前向きに挑戦していく町政運営を目指してまいりたいと考えます。

(2) 次にオープンです。

住民自治の考えが根づいているニセコ町だからこそ、これまで以上に情報共有と住民参加の二つの柱を原則に、町民一人ひとりが自ら考え、行動する住民自治の基盤をより強固にしていきたいと考えます。また、意思決定過程についても可能な限り共有をし透明性を高めながら、町民の皆様はもちろん、関係人口や企業などニセコ町を応援していただける皆様と共に創ると書いて、共創できる町政を目指してまいります。

(3) 三つ目はエンジョイです。

地方自治体の目的は、住民の福祉の増進と生活の向上です。この目的から考えると、エンジョイという価値観に違和感を感じる方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、私は町政運営を担うのは役場職員でありながらも、一人の町民であり人間でもあります。人の役に立ってこそその役人として職務を遂行することを前提としながらも、一人ひとりの人生がより豊かに、そして職員の物心両面の幸福を追求していくことも必要だと私は考えます。町政運営には厳しい難しい場面も少なくありません。ですが、前向きに仕事に取り組むことで、結果的に良い仕事や成果を上げていくことができると考えています。

#### 4、これからニセコ町のまちづくりの挑戦。

ニセコ町はまちづくり基本条例に示される情報共有と住民参加を重視して、住民自治を大切にしてまいりました。私はこの精神を引継ぎ、町民の皆様と対話をしながら丁寧にまちづくりを進めてまいります。その上で、全ての事業において変えるべきものと継続して守るべきものを、是々非々の姿勢で判断をしてまいります。選挙で掲げた七つの挑戦を軸に、現在そして将来の世代にわたって誇れるニセコ町を目指して推進してまいります。

(1) 対話で動かす町への挑戦。

住民自治により磨きをかけ、現代に適した情報公開と住民参加の場と様々な活動を支える支援を推進してまいります。また、行財政改革を進め信頼される行政組織をつくり、職員が誇りを持って働く環境づくりにも挑戦してまいります。

(2) こどもまんなかのニセコへの挑戦。

未来を担う子どもたちが健やかに成長できるまちを目指していきます。ニセコらしい学びと教育を充実させていくことで、子どもが起点で多世代がつながるまちづくりを推進します。また、将来子どもたちが地元に帰ってきたくなる循環の創出を目指していきます。

(3) 住まいとインフラ整備に挑戦。

誰もが安心して暮らせるよう、生活の土台となる住宅やインフラ整備を推進します。対話を重ねながら現在の需要に応えつつ、将来世代につなぐ基盤を整えます。

(4) 地域で健康増進の挑戦。

スポーツ・文化交流により健康寿命を伸ばし、心身ともに自分らしく暮らせる地域づくりを目指します。世代を超えたつながりを見、地域資源を活用しながら健康と充実した暮らしの実現を図ります。

(5) 地域経済のさらなる振興への挑戦。

基幹産業である農業と観光を軸に、ニセコ町の強みである豊かな自然環境や農産物、観光資源を最大限に生かし、産業振興を推進します。また、地域で安定して働く環境を整え、働き手や後継者の確保にも取組ます。

(6) 次世代まちづくりの挑戦。

交通、医療、福祉、買物、脱炭素など、暮らしにも直結する難しい課題に対して最先端の技術を駆使したり、地域や分野を超えた多様な主体による連携により新しい解決策を進めます。ニセコ町を担う全ての世代にとって安心で便利なまちを目指してまいります。

(7) 稼げる自治体への挑戦。

活気ある町には安定した財政基盤が欠かせません。ニセコ町の高いブランド力を最大限に生かし、関係人口や企業の創出と公共財産の有効活用を行うことで、自ら稼ぐ自治体を目指してまいります。その成果を地域の住民や事業者の皆様へ還元をし、住民の暮らしの向上と未来への投資につなげます。

5、最後に。

私は町民の皆様の負託にこたえるため、誠実かつ公正に職務を遂行し、現場の声に耳を傾けながら対話と挑戦を原点とする調整を進めてまいります。町民一人ひとりがこの町で暮らすことに誇りを持ち、ニセコ町で暮らして良かったと実感してもらい、暮らすほど好きになるニセコの実現を皆様とともに実現を目指してまいります。議会の皆様、町民の皆様の御指導御鞭撻、そして御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。

2025年11月26日、ニセコ町長 田中健人。

○議長（青羽雄士君） 以上で、町長の所信表明を終わります。

◎日程第7 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について（請負契約の契約金額の変更）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日、よろしくお願ひいたします。

それではファイル001の3ページをお開きいただきたいと存じます。

日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告（請負契約の契約金額の変更）について、御説明いたします。

令和7年7月22日議会の議決を経た請負契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 請負契約の名称 ニセコ町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事

- 2 契約年月日 令和7年7月18日
- 3 契約の相手方 虹田郡ニセコ町字本通141番地、株式会社本間商店、代表取締役 本間邦夫
- 4 変更内容 契約金額の変更 当初5,060万円、変更後5,326万2,000円、増額266万2,000円
- 5 変更理由 平置きの太陽光パネル設置に伴い、架台の補強を行うため
- 6 専決年月日 令和7年10月10日

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は予定価格が5,000万円以上の工事であることから、今年7月議会で議決をいただいた事件でございます。この契約金額の変更を行ったことから、本臨時議会で報告をするものでございます。

当該事業は2050年までに地方との連携のもとに脱炭素を目指す国、環境省でございますが、同じく脱炭素を目指す地方に向けた支援事業である重点対策加速化事業の一環で実施しているものでございます。本町では令和6年度にこの重点加速化事業の採択を受け、令和6年度から6年間で8億8,000万円の補助枠を活用し、自家消費型太陽光発電の導入、事業所や住宅などの再エネ導入や省エネ化を進めております。

今回の契約は役場庁舎に太陽光発電施設を設置する事業の契約変更になるものでございます。役場庁舎への太陽光設置は当初急勾配のパネルを設置する予定でございました。しかし府内での実証試験の結果、平置きの太陽光パネルの発電効率の向上や、雪の下であってもパネル本体への負荷が少ない対応も可能であると実証ができたことから、今回は平置きを選択いたしました。この際役場庁舎屋上の構造確認を行ったところ、架台の補強が必要となったことから増額の変更となりました。

なお、町長の専決事項の指定によりまして、今回変更する金額が500万円を超えないため、議案ではなく専決の報告とさせていただいているところでございます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 今の説明の中で平置きの太陽光パネルを設置するということで発注をしたと思うんですよね。発注自体がそうなってたと思うんですが、その上で架台の補強が必要となったっていうのは、ちょっとまだ飲み込めないですけども、どういう理由でそのようになったか、もうちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木委員の御質問にお答えいたします。

説明にもあったとおり、当初この役場庁舎をつくるにあたっては、屋上に斜め置きの太陽光パネル、いわゆるこういうよくテレビなんかで見るあれを置く予定としてございました。それに見合う架台、いわゆるその一つの太陽光に一つの架台をつけるというような設計でこの建物ができておりました。

そこに対して平置きを置くという変更をすることによって、その一個一個にかかる荷重を支える重量設計にはなっていないということが分かったので、今回この建物の梁にかかる重量を計算した結果、3列にわたって斜めに置く架台が設置されていたところの真ん中には梁がかかっておらず、そこには荷重をかけることができないので、梁に乗っかっている両サイドに荷重がかかるように平らなところに両サイドを上げて、そこに平置きを置くというような設計構造にするための改修工事が必要ということで、その改修工事を今回するにあたって設計変更が生じたというものです。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） だから発注段階ではそのことは分かっていなかったのかということなんです。今の説明は確かに理屈としてつながるんですけども、ただ発注段階で平置きっていうのが前提となっていましたから、それに伴う補強分をあらかじめ設計発注の時点で入れておくべきではなかったのかという趣旨で聞いております。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 発注の段階で分かっていなかったのかという点については、そこは分かっていないということでいいかと思います。それで発注した段階で、実際にそこに平置きを置くにあたって大丈夫なのかという確認を再度したというようなところになっています。

○議長（青羽雄士君） 9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） ただいまの説明の中でございました傾斜型から平置型へということで、平置型のほうが有利だということはある種実験的なことで結論を導いたと。その点をもう少し詳しく時系列的に御説明いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの篠原議員の御質問にお答えいたします。

副町長からの説明にあった実験的なという部分につきましては、ニセコミライのガレージ駐車場の上に平置きの太陽光パネルを置いてございます。そこで1年間冬の間の耐久性などを確認した結果、ニセコに降る雪に対して問題ないという結果を得ました。さらに平置きにすることによって試算ではございますが発電量も大体1.63倍ぐらいにはなるというような数値結果を得てございますので、これらをもとに今回役場庁舎の屋上には平置を設置するという経過になっているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて、報告済みといたします。

#### ◎日程第8 承認第1号から日程第9 承認第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセ

コ町一般会計補正予算)の件、日程第9、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和7年度ニセコ町一般会計補正予算)の件、2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それではファイル002の1ページをお開きいただきたいと存じます。承認第1号と承認第2号は、本来議会において議決決定いただく事件について議会開催のいとまがない場合など、特定の場合に町長が議会にかわって事件の処分をする専決処分の承認でございます。

承認第1号については10月3日付けの専決でございます。主に災害関係になります。

日程第8、承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長、田中健人。

次のページは10月3日付けの専決処分書でございます。それから3ページ目が今回の議題でございます。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,805万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,914万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月3日、ニセコ町長 片山健也。

4ページの第1表から6ページにかけては記載のとおりでございます。7ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額1,805万5,000円の一部は、財源を確保するまで一旦全て一般財源の財政調整基金繰入金と前年度繰越金で賄うことにしてございます。

まず歳出から御説明をさせていただきたいと存じます。10ページです。2款1項12目11節手数料55万円。こちらは字羊蹄の町有地に対する所有権移転登記請求控訴事件に伴い、土地鑑定評価書を提出するにあたり、その作成手数料を補正するというものでございます。当該控訴審におきましては弁論が終了し、裁判所から和解勧告を受けております。ただし、本町としては和解を視野に入れながらも、裁判所から認められた追加の主張や証拠の提出について精査をし、11月25日までに改めて裁判所に対し和解のみではなく弁論を再開いただくよう鋭意取組を進めてございます。今回の補正はもし弁論再開が認められない場合、和解も選択肢の一つとなります。先方の提示する和解金額によらず対象となる土地の正規な鑑定評価を行い、現状での土地の正しい評価を改めて裁判所に示すために行うものでございます。要するに私どもの主張をなお進めていくか和解に進むか、その両方を並行して進めてまいる予定でございます。私どもの主張をまず進めることが第一義的でございます。な

お、12月下旬には弁論再開か和解に進むのかなどの方向性がある程度明らかになるものと考えてございます。

続きまして 11 ページ、8 款 2 項 2 目 12 節町道等維持管理業務委託料 350 万円は、通常の道路維持管理において大雨が原因であっても災害基準に該当しない、例えば側溝の土砂だまりの撤去などにより、6 月の道路維持費の費用が 600 万円となり例年以上の経費がかかっていることから予算不足を生じたため、増額補正するものでございます。なお、今回の補正の原因是令和 4 年 4 月 14 日また 5 月 2 日から 3 日の大霖によるものでございます。

続きまして 12 ページ、10 款 1 項 4 目教育諸費、全体で 52 万円。こちらはニセコ高校に配置する ALT (英語指導助手) が 10 月末付で退職をしたため、帰国の際に渡す記念品と補充の新規招致 ALT に要する費用を補正するものでございます。まず 10 節の消耗品 2 万円はただいま申し上げた記念品代。18 節外国青年招致事業特別会員会費 50 万円は新規 ALT 招致に係る経費で、内訳は外国青年招致事業特別会費が定額で 9 万 2,000 円掛ける 1 人分、新規招致者事業と費用負担金、海外から日本に来る渡航費用ですが、これが 29 万 5,750 円。それから新規招致者来道費用負担金、東京から千歳の負担金が 4 万 5,440 円。新規招致者東京オリエンテーション実施負担金として宿泊費 6 万 1,500 円プラスバス代 5,000 円の合わせて 6 万 6,500 円。全体で 52 万円ということでございます。

その下、3 項 1 目学校管理費 11 節手数料 27 万 5,000 円は、ニセコ中学校において 9 月 21 日の暴風雨により駐車場脇の立木が倒れたことから、その処分費及び他の立木にも倒木の危険性があることから安全な学校環境確保に向け、早急に伐採撤去するための費用ということで補正をさせていただいたものでございます。

続きまして 13 ページ、11 款 2 項 1 目土木施設災害復旧費、全体で 1,321 万円。これは令和 7 年 9 月 13 から 14 日に発生した大雨に伴い、町道などの被災箇所を補修するための所要額を補正したものでございます。なお、雨量は 9 月 13 から 14 日が 24 時間降雨量で 87.5 ミリとなり、災害復旧事業の事業債を借りる基準となる 80 ミリを超えたことから、財源として災害復旧事業債の申請を行う予定でございます。まず 12 節の町道等災害復旧業務委託料 556 万 3,000 円は、ファイル 999-3 の資料に被災箇所の図面が載ってございます。全部で 13 か所でございます。今回の 1,321 万円の委託ですが、この図面でいくところの 1 から 10 番の道路がこの委託の該当する場所でございます。それからちょっと戻っていただきますが 002 の 13 ページ、14 節土木施設単独災害復旧工事 642 万 4,000 円。こちらは町道等の被災箇所を補修するための補正でございまして、同じく先ほどの 999-3 の図面番号 11 から 13 の 3 か所がこの工事に該当する箇所でございます。工事箇所では滑り側溝の新植、法面の滑りといいますか大きめの被災被害がありまして、これを復旧をいたします。内訳は 11 番が町道東山 2 号通の法面災害復旧工事でございます。12 番の町道福井 5 号線の法面災害復旧工事、13 番の町道桂台開拓第 1 号線の法面災害復旧工事の 3 本ということでございます。先ほど委託料での復旧を御説明申し上げましたが、この委託料での復旧との違いは、委託は比較的小規模の復旧でございまして、こちらの工事のほうは法面の修復など実施内容が委託よりも大きめの復旧ということで分けているものでございます。15 節災害復旧原材料 122 万 3,000 円は先ほどの委託で実施する 10 か所の

被災箇所補修に係る原材料費で、内訳は雑碎石の購入でございます。

次に歳入でございます。8ページにお戻りいただきたいと存じます。19款1項1目1節、今回補正の財源はまず財政調整基金繰入金1,320万円でございます。令和7年9月13から14日に発生した大雨に伴う災害復旧経費に充当します。後日災害復旧事業債を借りてそのときに財源の振替を行う予定でございます。次9ページ、20款1項1目1節前年度繰越金485万5,000円は道路補修と水源訴訟関連予算として歳出で充当いたします。

最後にタブレット999-1でございますが、これはきっちり御覧いただかなくて今のところは結構ですが、今回の専決補正に伴い一般会計に生じた変更を記載しております。変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳等について記載してございますので、審議の御参考としていただきたいと存じます。

これで承認第1号の説明を終わります。

続きまして、同じくファイル002の14ページでございます。日程第9、承認第2号 専決処分した事件の承認についてでございます。こちらについては11月6日付の専決です。ふるさと納税、国の物価高騰対策、それからシステムの標準化共通化、施設修繕の関連でございます。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

次のページが11月6日付の専決処分書でございます。

16ページが専決処分した議案でございます。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和7年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,696万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億7,611万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月6日、ニセコ町長 田中健人。

17ページ第1表から19ページについては、記載のとおりでございます。

20ページをお開きいただきたいと存じます。事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額1億5,696万5,000円の財源内訳は、国道支出金910万6,000円、その他財源で9,600万円、それから一般財源5,185万9,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。26ページでございます。2款1項1目18節北海道自治体情報システム協議会負担金311万6,000円は、地方公共団体情報システム標準化共通化対応において法人住民税のシステム入替えが必要となったことにより、データの整合性担保やシステム移

行に追加で必要となる標準化のための経費でございます。本費用は国による令和7年度デジタル基盤改革支援補助金により全額補助されます。

4目24節ふるさとづくり基金積立金9,600万円。ふるさと納税の増収による補正でございまして、歳入と同額を積み立てるということでございます。

その下、6目7節ふるさとづくり寄附金返礼2,880万円。当初の見込み以上にふるさとづくり寄附金を受けたことにより、ふるさとづくり寄附金返礼に要する経費が不足したことから増額補正するものでございます。11節広告料50万円は今後のふるさとづくり寄附事業の拡大に向けた広告を出すための費用でございます。手数料1,056万円は同じく当初の見込み以上にふるさとづくり寄附を受けたことに対するポータルサイト管理手数料に要する経費の増額補正でございます。クレジットカード収納手数料211万2,000円も同じくふるさとづくり寄附が増額したことに対するクレジットカード収納手数料に要する経費が不足したため増額補正するものでございます。その下12節ふるさとづくり寄附返礼業務委託料844万8,000円も増額により返礼委託業務に要する経費が不足をしたことから、増額補正をするものでございます。

24目18節臨時特別給付金500万円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、低所得世帯支援不足額給付分一体支援枠に係る給付金事業の費用でございます。令和6年度に行った一人4万円の所得税の定額減税において、減税額が4万円に達しないと推計された方へ給付を行いましたが、令和6年度の所得税が確定し予定より給付対象者が多く見込まれることから、給付金の補正をここで行うというものでございます。

27ページ、7款1項2目14節ニセコビュープラザ営繕工事99万6,000円。道の駅ニセコビュープラザ情報プラザ棟においてこれまで設置していた温風暖房機が経年劣化により故障いたしましたが、部品等の製造が終了しておりますとして修理ができず、これから冬に備えて大至急取替えが必要となったことから取替工事にかかる費用を補正したものでございます。

その下、3目消費行政推進費、10節消耗品費99万円。靈感商法を含む悪質商法を初めとする近年多様化する消費者トラブルなどに対応するため、羊蹄地域消費生活相談窓口を周知するためのエコバッグを3,000個を作成するための費用を補正するというものでございます。なお、費用は全額補助金で賄います。

28ページ、10款7項2目体育施設費、10節修繕料44万3,000円。経年劣化により水泳プールの屋上シート全体と屋上シートの端部のベルトの破れがあり、修繕が必要となることから補正をするものでございます。

21ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。21ページ、15款2項1目総務費国庫補助金、1節デジタル基盤改革支援補助金311万6,000円は、歳出で御説明をいたしましたシステム標準化共通化に対応するため法人住民税のシステムの入替えということで、北海道自治体情報システム協議会への負担金に充当するための10分の10の補助ということで歳入してございます。その下、重点支援交付金500万円も先ほど申し上げた物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯への給付というところの歳入でございます。

それから 22 ページ、16 款 2 項 5 目 1 節消費者行政活性化事業補助金 99 万円、消費生活相談窓口周知のためのエコバッグの歳入でございます。

23 ページ、18 款 1 項 2 節ふるさとづくり寄附金 9,600 万円。当初予算の見込み以上にふるさとづくり寄附金を受けたということから増額分を補正し収入をいたします。

24 ページ、19 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 5,040 万円。ふるさとづくり寄附金の返礼事業として歳出に充当するため、ここで基金繰入金を一旦歳入し、基金繰入金をおろすということですが、年度末に財源振替をさせてもらう予定でございます。

25 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 145 万 9,000 円は歳入歳出均衡を図るために歳入に補填する費用で、前年度繰越金を充てます。

最後にファイル 999-1 の 5 ページ、今回の専決補正に伴い一般会計に生じた変更を記載してございます。変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳等を記載しておりますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

これで承認第 2 号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 番、高木議員。

○3 番（高木直良君） 災害復旧の関係です。先ほど工事と委託ということで、工事が 3 か所ということでしたが、前の経験では似たような場所で法面の崩壊ということがありました。それで今回の 11 番から 13 番の箇所について、過去の災害が起きた場所との関係ですね、隣接してるとか同じ場所だったとか、そういうことがなかったかどうか。それから工事内容では法面の復旧ということですが、例えば芝の吹きつけなどが含まれているのかあるいは排水施設を新設しているのか、その辺について補足説明をしていただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の災害に関する御質問にお答えいたします。

資料の位置図でいくと 11 から 13 は法面災害ということで基本的にふとんかごで復旧しております。毎年同じようなところで起きているのではないかということですけども、該当するのは 11 番の東山 2 号線になります。こちらに関しては以前にも法面災害があったのですが、張芝等を行ってはいるんですけども、起債を借りる関係で基本的には極力原状復旧というのが原則になってますので、あまりオーバースペックなものをやってしまうと査定で削られてしまうことがありますので、今回は同じようにふとんかごで復旧したという形になります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 起債の関係上は原形復旧が前提ということで理解しましたが、似たような場

所で繰り返しということがありますので、例えば復旧した後にできるだけ同じようなことが起きないような、あわせて今言った芝張りをするとか、あるいは水処理の施設と一緒にやるとかですね、何か抱き合せをしていく必要があるんではないかなと思います。それは予算の確保の問題がありますから簡単ではないかもしませんが、例えば同じ年度内に別件で発注するとかそういう仕方で、繰り返し災害が起きないようにできるだけ強くしたほうがいいかなと思います。近年の気象条件がこういう状況ですので、思わずところで災害が発生しますけども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑ありませんか。

4番、榎原議員。

○4番（榎原龍弥君）資料002の12ページ、ALT関係がここに入ってくることに関するもう少し詳しい説明をいただきたいなと思います。本会議が終わって1週間後の10月3日の補正ということですが、災害のほうに関してはある程度納得、納得というかそのとおりなのかなと思いますが、ALTがここに入ってきてなおかつ専決ということについて、どういういきさつだったかご説明ください。

○議長（青羽雄士君）渕野課長。

○総合教育課長（渕野伸隆君）ALTの関係について、私のほうからお答えいたします。

ALTについては年度内の任用ということで任用しているところですが、今回ニセコ高校に着任してのALTより御家族の健康上の課題で急遽退任をしたいという申出がございました。その時期がちょうど9月議会の補正のタイミングと合わせ、今回専決の対応をとらせていただいたという状況でございます。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君）26ページ、総務管理費一般管理費のシステム協議会負担金の件です。具体的なシステム改修の内容について、想定したのは今回人労による給与改定がありましたので、その人事

給与システムの改修にあたるのかなと思うのですが、それで間違いないか確認したいと思います。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 先ほど副町長も説明したとおり法人住民税のシステムの入替えでございます。当初既存のシステムで標準化しようとしたのですが、その会社が法人住民税システムの標準化に対応できないということが発覚し、それで最終的にウェブタウンのほうに乗り換えるという形になったということでございます。システムのほうが乗換えられないということが分かったのは今年の早い段階ではあったのですが、金額的にウェブタウン側の自治体情報システム協議会のほうで費用の算出をするわけですが、国のデジタル庁のほうで費用単価のほうの改正が次々とありまして、最終的に確定したのが10月上旬だったということでございます。支払いについては11月末ということでしたので専決させていただいたという経過でございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） ちょっと理解が追いついていないのですが、総務で扱ってたものを今度税務のほうのシステムに移し替えると。単純に言うとそういうことでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 大変失礼しました。これは法人住民税でございますので税務のシステムでございますけども、担当するのが総務課の標準化のほうで対応しているということで、今回は総務課のほうの予算計上となっております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第10 議案第1号から日程第15 議案第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第10、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第15、議案第6号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件まで、6件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長 山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、ファイル001の4ページをお開きいただきたいと思います。

日程第10、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

5ページ下を御覧いただきたいと存じます。提案理由でございます。読み上げます。一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることに伴い、ニセコ町議員報酬等審議会にて審議した結果、議会議員に係る期末手当の支給月数を一般職同様の月数に引上げを行うため、本条例を提出するというものでございます。

議会議員の皆様について人事院勧告による一般職期末手当の引上げと同様の引上げを行うということでございます。5ページの上のほうを御覧いただきたいと存じます。第6条第2項において100分の230とありますが、これは年2回の期末手当支給のうち1回分の支給割合であって、6月と12月の年2回の支給で表すと100分の460となります。4.6か月分ということでございます。改正後は100分の460が100分の465となり、年にすると0.05か月分の引上げを行うということを示してございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行し、改正後のニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は令和7年6月の支給に係る分から適用。いわゆる遡り支給をすることとしてございます。期末手当の内払については記載のとおりでございます。

最後に5ページ下、この条例改正に関する町民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条により令和7年11月18日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議をしてございます。

なお、確認のため後ほど御覧いただきたく思いますが、条例の新旧対照表はファイル999-4の1ページに記載をしてございます。

議案の第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして6ページ、日程第11、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

特別職給与につきましても先ほどの議員各位の期末手当の引上げ同様、年間0.05月引上げを行う改正でございます。

条例の附則ですが、この条例は公布の日から施行をし、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は令和7年6月の支給に係る分から適用するとしてございます。第3項の期末手当の内払も記載のとおりでございます。

最後に7ページ下でございますが、この条例改正に関する町民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条により、先ほど同様11月18日に報酬審議会で審議をしてございます。

これに関する新旧対照表は999-4の2ページを後ほど御覧いただき、審議の参考にしていただきたく存じます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして8ページ、日程第12、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

続いて9ページの改正条文を御覧いただきたいと存じます。上から4行目、第15条第2項は期末手当についてでございますが、100分の125を100分の126.25に改めることで正規職員の期末手当を0.025月分引上げを行います。また、同条第3項中100分の70を100分の71.25とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当と同じく0.025月分引上げます。続いて第15条の2第2項第1号は勤勉手当でございますが、100分の105を100分の106.25に改めることで正規職員の勤勉手当を期末手当同様0.025月分引上げを行うということでございます。また、同条第2項中100分の50を100分の51.25は先ほど同様定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当0.025月分引上げるということでございます。続きまして第15条の3第1項は日直手当でございますが、4,400円を4,700円に引上げを行うということでございます。

同じ9ページから12ページにかけての別表でございますけれども、比較対象企業規模を100人以上に引上げて公務員と比較をし、月例給における官民較差3.62%の改正となってございます。今回の改正は若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ改正を行ってございます。

12ページにお進みいただきまして附則でございます。この条例については公布の日から施行いたします。適用区分でございますが、期末手当と勤勉手当は6月から、日直手当と給与表の適用は4月1日からそれぞれの支給要件を満たす月まで遡って適用する旨を記載してございます。給与の内払及び規則への委任については記載のとおりでございます。

最後に13ページ下、町民参加の手続についてはニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、町民参加の手續を要しないとしているところでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きましてファイル003をお開きいただきたいと思います。1ページ、議案第4号でございます。

日程第13、議案第4号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算について。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,141万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億753万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

次のページをお開きいただきたいと存じます。この2ページの第1表から4ページ歳入歳出補正予算事項別明細書歳入については、記載のとおりでございます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございま

ですが、今回の補正額合計 3,141 万 9,000 円の財源については一旦全て一般財源で賄います。今回の補正でいわゆる留保財源の残は 1,006 万 4,000 円となります。

それでは、説明の都合上歳出から御説明をさせていただきます。7 ページを御覧いただきたいと存じます。1 款 1 項 1 目 3 節議員期末手当 11 万 5,000 円は、先ほど条例改正で御説明しました人事院勧告に伴う議員各位の期末手当引上げ分の補正でございます。

8 ページ、2 款 1 項 7 目 1 節会計年度任用職員報酬 39 万 6,000 円。企画環境課所属でニセコ中央倉庫群に配置している集落支援員（会計年度任用職員）の報酬について、先ほど御説明した 2025 年人事院勧告に基づく給与表改定により、4 月に遡り不足分の補正を行うというものでございます。

続きまして 17 目職員給与費は全体で 2,176 万 2,000 円でございまして、まず 2 節の特別職給 51 万 8,000 円は町長の退任と新町長就任にあたり就任月が重なることによる給与の補正でございます。その下会計年度任用職員 70 万円は先ほど御説明した人勧に基づく補正でございます。なお、総務係で計上しております会計年度任用職員についてはフルタイムで任用している職員で、総務係のほうで掲載をしているということでございます。その下 3 節の管理職手当 3 万円は 4 月人事異動に伴う管理職手当の増額補正でございます。特別職期末手当 30 万円と会計年度任用職員勤勉手当 40 万円は人事院勧告によるものです。その下、退職手当組合負担金 1,110 万円は昨年 11 月の副町長の任期による退任に伴い、手続きに 5 か月の未加入期間がございまして、その分の支払い不足額が 120 万円ございました。それから人事院勧告に伴う一般職分が 990 万円。合わせて 1,110 万円となる内容でございます。その下、会計年度任用職員退職手当組合負担金 340 万円も人事院勧告によるもの。特別職児童手当 6 万円は新町長就任にあたり 2 名分の児童手当の補正でございます。一般職児童手当 121 万 5,000 円は受給者の変更に伴う補正でございます。その下 4 節の特別職共済組合納付金 30 万円は人事院勧告に基づく手当率の増、それから町長交代に伴う増額でございます。会計年度任用職員共済組合納付金 50 万円と社会保険料 320 万 4,000 円、9 ページ上の会計年度任用職員市町村職員福祉協会負担金 3 万 5,000 円はいずれも人事院勧告に基づく増額でございます。

2 項 1 目 1 節会計年度任用職員報酬 20 万 2,000 円。税務課所属の会計年度任用職員の人事院勧告に基づく増額補正でございます。

10 ページ、3 款 2 項 1 目 1 節会計年度任用職員報酬 21 万 8,000 円とその下 2 目 1 節会計年度任用職員報酬 15 万 7,000 円の増はそれぞれ、子ども未来課及びこども館所属の会計年度任用職員の人事院勧告に基づく増。

11 ページ、4 款 1 項 1 目 18 節簡易水道事業補助金 103 万 2,000 円は簡易水道事業会計営業費用総経費で、こちらについても人事院勧告に伴う人件費分の増額ですが、一般会計から簡易水道会計のほうへ支出いたします。

その下、3 目 1 節会計年度任用職員報酬 25 万 5,000 円も人勧に伴う町民生活課所属の会計年度任用職員 2 名分の報酬の増でございます。

12 ページ、6 款 1 項 2 目 1 節会計年度任用職員報酬 18 万 1,000 円も人事院勧告に伴うもので、農政課所属会計年度任用職員の報酬の増でございます。

13 ページ、8 款 6 項 1 目 18 節公共下水道事業補助金 101 万 2,000 円は公共下水道事業会計営業費用総経費で、先ほど同様人事院勧告に伴う人件費分の増額で公営企業会計のほうへ支出いたします。

14 ページ、9 款 1 項 1 目 18 節羊蹄山ろく消防組合負担金 245 万 6,000 円は消防負担金（共通経費分の増額）でこちらも人事院勧告に伴うものとして計上してございます。

15 ページ 10 款 4 項 2 目高等学校管理費、10 節修繕料 27 万 6,000 円は高校敷地内物損事故により、高校の公用車ハイエースのリアゲート、車体後部の扉でございますが、これが破損したため修理するための費用を補正するものです。自動車共済の適用の見込みでございます。

それから 5 項 1 目幼児センター費、10 節修繕料 30 万円。幼児センター調理室の室温調節を制御する機器が、経年劣化と思われる原因で故障をいたしました。冬季間に入り調理環境に影響することから、早急に修繕をしてまいりたいということでございます。また、今後不測の修繕に備え修繕費を追加補正をしてございます。

6 項 1 目 1 節会計年度任用職員報酬 38 万 2,000 円は、人事院勧告に伴う総合教育課町民学習係所属の会計年度任用職員の報酬の増でございます。

2 目 1 節会計年度任用職員報酬 247 万 2,000 円は、人事院勧告に伴う有島記念館所属の会計年度任用職員の報酬の増、それから受付事務（パート）を 1 名増員したことによる補正でございます。

3 目 1 節会計年度任用職員報酬 12 万 7,000 円も、人事院勧告に伴うあそぶっく所属の職員の報酬の増でございます。

7 項 1 目 1 節会計年度任用職員報酬 7 万 6,000 円も同じく、人事院勧告に伴う総合教育課スポーツ係所属の会計年度任用職員の報酬の増です。

17 ページから 20 ページは、今回の給与等改定に伴いまして給与費明細等変更いたしましたので、その内容を掲載してございます。後ほど審議の御参考としていただきたいと存じます。

続いて歳入でございますが、6 ページにお戻りください。20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3,141 万 9,000 円の補正。このたび計上した歳出予算に充当をいたします。

最後に、これら令和 7 年度の一般会計補正予算はフォルダ 999-2 補正予算資料No.3 に内容を整理しておりますので、こちらも後ほど御審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第 4 号については以上でございます。

引き続き公営企業会計の関係でございます。フォルダー003 の 21 ページでございます。日程第 14、議案第 5 号 令和 7 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算について説明をいたします。

令和 7 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 7 年度ニセコ町簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度ニセコ町簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 簡易水道事業収益、第 1 項 営業外収益。こちらは一般会計からの繰入金などでございまして、例えば消費税及び地方消費税還付金などが入ります。これを計上してございます。今回の補正に係る費用を一般会計からの繰入金 103 万 2,000 円で賄い、その下支出の部でございますが、第 1 款

簡易水道事業費費用、第1項 営業費用、こちらは維持管理業務にかかる費用、職員給与、また企業会計移行に伴う減価償却費等を算入してございますが、こちらに103万2,000円を追加し、人事院勧告に伴う職員給与等の引上げ分を増額するための補正でございます。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費として、同じく103万2,000円を増額計上してございます。今回の増額補正は議会の議決を要する経費変更ということでございます。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

23ページから29ページは予算の実施計画を掲載してございます。

30ページからは予算の明細書でございます。

最後のページ、32ページを御覧いただきたいと存じます。1款1項3目総係費は全体で103万2,000円でございます。1節給料41万4,000円、2節手当56万3,000円、3節賞与引当金繰入額5万5,000円となってございまして、それぞれ今回の人事院勧告による給与等の引上げ分の詳細を掲載してございます。

議案の第5号についての説明は以上でございます。

続きましてファイル003の33ページでございます。日程第15、議案第6号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算について説明をいたします。

令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

第1款 下水道事業収益、第1項 営業外収益で一般会計からの繰入金として101万2,000円を事業会計で受入れます。その下、第1款1項営業費用に101万2,000円を追加し、人勧に伴う職員給与等の引上げ分の増額補正をいたします。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように定めるとし、職員給与費として同じく101万2,000円を増額計上してございます。先ほど申し上げた水道と同様、議会の議決を要する経費の変更ということで掲載してございます。

令和7年11月26日提出、ニセコ町長 田中健人。

35ページから42ページは事業計画書、43ページから45ページは事業の予算明細書でございます。

45ページをお開きいただきたいと存じます。1款1項3目総係費、全体で101万2,000円。1節給料24万3,000円、2節手当59万7,000円、3節賞与引当金繰入額6万6,000円、4節法定福利費10万6,000円という内訳でございます。

議案第6号についての説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） ただいま議案第1号と第2号が可決されたんですけども、お聞きしたいのはですね、毎年6月ですか人事院勧告が出て、そしてこの期末手当の増額が決定されて前に遡って増額されるんですけども、これは議員も特別職も一般職も全部同じということで規定が決まってるんですか。

それから、例えば今年は町長が変わられて、10月をもとに退職された方と新しい町長、議員や一般職にもそういう方はたくさんいらっしゃると思うんですけども、その任期に基づいて遡って支払われる、あるいはもう退職していらっしゃらないけれどもその方も6月の期末手当は支払われると。

そして、それぞれ職があるんですけども、それによる規定っていうんですか、例えば1か月でやめてしまった方、2か月とか期間とか職によって規定はあるんでしょうか。何かあるかと思ったんですけども、ちょっと説明いただけたらありがたいと思ってますけれども。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 斎藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般的な規定があるかということですが、規定はこの条例で規定されておりまして、職員も特別職も議員も全て条例で定められております。それに基づいて遡及についても遡及してよいかの議案を今議会にも3本出させていただきましたが、その規定に基づいて遡及をすることになりますので、基本的な考えはニセコ町の条例で定められたものによって支給するということになります。途中で退職した者についても規定がきちんとされておりまして、年度途中で退職したものについても遡及して適用すると。この仕組みは基本的に民間企業が春に春闘を行うということで賃上げが行われています。公務員については官民格差を是正するという目的で、民間の部分との差が生じないよう

に調査をしてから支給するので、この時期になるということでございます。

ただし、人事院勧告はあくまでも国家公務員の給与に関する規定でございまして、国が最終的に人事院勧告を8月に受け、それに基づいて国が今度実際にその内容が正しいかどうか、適正かどうかを審査した上で、政府として国家公務員及び地方公務員の給与についておおむねの指針を出していくということで国家公務員の閣議決定は国がしますが、地方公務員については国の決定においてニセコ町の中で判断して、最終的に条例案として提案をして御承認いただき支給するという仕組みでございます。ちょっと難しいのはありますけども、もし分からぬ点があればまた後でお聞きくださいと 思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 総務課長がニセコ町の中でっておっしゃったんですけども、各自治体でもまた規定が違う可能性があるということですね。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 基本的に給与の決定は自治体で決めるということになってございますので、各自治体で給与の格差は当然あります。特に市は人事委員会を持っておりまして、人事委員会を持つてところは人事委員会、特に政令指定都市とかは独自の算定に基づいて給与算定される場合がございますので、政令指定都市とは基本的には若干の差はありますが、基本的には国家公務員の給与を基本に検討されておりますので大きな格差はありません。ただ、自治体の年齢構成において少し若干のずれがあって、相対的に国家公務員を100としたときに若干、96だとか100を超える場合だとかそういう差は自治体においてありますので、必ずしも全部一致しているかというとそうではございません。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号、令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君）　これはそれぞれの款項目にわたってるんですが、会計年度職員の方の報酬改定の予算が含まれております。それで今議決したように、一般職員は人事院勧告に基づくということで平均3.62%の改定が行われております。先ほどの御説明の中にこの勧告にのっとって会計年度任用職員の方の報酬もそれに準じての改定ということなんですが、フルタイムだったりパートだったりありますが、平均して報酬改定はほぼ3.6%の改定というふうに解釈してよろしいのかどうか。

それから、それを定めた条例があるかと思うのですが、この条例改正についてはどういう対応されるのか、その点についての御質問いたします。

○議長（青羽雄士君）　福村課長。

○総務課長（福村一広君）　高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

ニセコ町の職員は基本的に行政職俸給1という俸給を使ってまして、基本的に会計年度任用職員も実は行政職俸給1を使っております。ただ1級職という部分的なところを職種に応じて適用させているところでございます。改定率については1級から6級までありますけども、実はそれぞれの級、号俸で改定率が微妙に違うんです。それで、例えば1級の1号俸だと6.7%、逆に言うと1級の例えば21だと5.6%とか、級、号俸に応じて率が若干違うものですから、この平均については基本的にこの表に基づいて会計年度も改定しているということでございますので、正職員と同様の改定率になるということでございます。平均はそれぞれみんなばらばらなもんですから今申し上げることができますが、1級職でいうと大体5%から6.7%ぐらいの幅がございまして、1級職に非常に手厚いということでございます。そう考えますとニセコ町の会計年度任用職員はほとんど1級と2級職の俸給を使っておりますので、改定率は高いほうになるかと思います。逆に私たち6級職になりますともっと低くて2.9とか3%とか。ただ前回は0.何%とか高くて1%でしたので、今回は高齢職員の俸給にもかなり手厚い改定になっているということでございます。

あと条例の仕組み上、会計年度の俸給の改定については正職員に準ずるということで、行政職俸給表の1を同じように使っているものですから、構成上は職員と同じように改定されればされるような仕組みの構造になっております。そこが連動しているものですから、一般職が改正するとそれに伴い会計年度の給与表も改定になるという仕組みで構成されております。その文言の構成については特に条例改正を伴わないで行われる仕組みの構図になっておりますので、今回についてはその改定のための条例改正は行っていないというところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　この資料によりますと会計年度職員の方が154人いらっしゃるということで、

今言った行政の1級2級それぞれ適用が違うと思いますが、これは後ほどでもいいんですけども、どのような分布になってるか。平均の改定がどのぐらいかということについて、後ほど資料をいただければありがたいと思います。

それと会計年度職員の方の規定には一般的にそのように規定があるという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず2点目の質問からお答えしますが、基本的にはそのような規定になっておりまして、一般職のほうが改定されると会計年度も改定されるという仕組みになってございます。基本的には会計年度も同じように4月に遡及して適用され、その分の差額は支給されるという構図でございます。

それから1点目の御質問ですが、会計年度については前にも高木議員から御質問いただいたとおり、フルタイムは総務課でやっておりますけどもパートタイム等については各原課で対応しておりますので、その辺の情報収集したものを整理させていただいて、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 先ほど同僚議員からの質問の中で、正職員を対象とした人事院勧告の取扱いに連動して会計年度職員を連動することになるんだよっていう話なんですけども、それ自体は例えば給与条例ですかどこに規定されてるんでしょうか。その点だけお知らせください。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員の質問にしてお答えします。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例がございまして、その第3条とパートタイムの規定は第13条に載せており、そちらのほうに規定されてございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） もう一度確認をさせていただきますが、人事院勧告が出たらそれを適用するという条項についてもう一度ゆっくり説明していただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 議長、ただいまの質問の内容の確認ですが、人事院勧告が出た後の給与の昇給までの流れについての確認ということでよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員、その件についてお願いします。

○9番（篠原正男君） まず確認をしたいのは、人事院勧告が出る出ないにかかわらず国の給与表等が改正されてニセコ町もそれに従って適用していくこうという決定の方法自体は、どこに根拠を持って行われているのかと。

ですから、人事院勧告が出た場合は給与条例の第何条にそれを尊重するですか、もしくは町の財政に応じて行っていくとかっていう根本的な規定がどこにあるのか、どこを根拠として決定してい

るのかということで、今回はこの人事院勧告が出たからそれを適用していきましょうという町の意思決定の大元となるところがどこなんだというのが、恐らく議員各個々が持ってる疑問じゃないかと思って質問をしたわけです。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず人事院勧告が8月に出されて、これに基づいて国のほうでは給与関係閣僚会議というのが開催されます。

給与関係閣僚会議では人事院勧告を踏まえて、今回は8月7日に開催されてますが、その中で人事院勧告の内容について吟味してくださいということで、国の機関のほうにおいて給与が吟味されます。

今回については7年11月11日に給与関係閣僚会議が開催されて、最終的に国家公務員の給与を決定することとあわせて公務員の給与改定に関する取扱いについての指針も出されております。その中に地方公務員についても同様の取扱いとしたいということが明記されておりまして、これを根拠にニセコ町としてニセコ町の給与を決定しているというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） ですから決定権は自治体が持っている、ニセコ町が給与を決定するということで、その際例えれば労働組合と話し合ったり協議を持ったり、もしくは他団体との状況を見比べたりというなかで、ニセコ町の財政状況を踏まえてこれは適切だという判断で行うということなんでしょうか。そもそも給与条例とか支給する根拠となる条例がない中で、こういう改定を繰り返していくのかどうかという根本的なところが抜けてませんでしょうかという疑問です。国が地方公共団体もこのような取扱いをしていいですよと言ったので変えましたということでは、根拠が曖昧じゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員の御質問の趣旨はよく分かりますが、実際国のほうから独自の支給規定を設けて、自治体がそれぞれの給与条例に基づいて支給を決定する内容についても決定してくださいということです。実際は国の改定に伴い、地方公務員の給与改定については各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適正な給与の事情を十分検討の上、給与制度またはその運用が不適正であることなどにより、地域による国家公務員または民間給与の水準と均衡が図れていなければならないという指針が、毎回給与関係閣僚会議で出されている。根拠はあくまでも地方公務員法と国の給与関係閣僚会議をもとに判断しています。

確かに地方公務員の給与は各自治体でしなければいけないということにはなっていますが、実質上は均衡が図れないような状況をつくらないでほしいという国の要請です。総務省もそのように指導しており、ラスパイレス指数などで地方と国の給与格差について、常に監視というわけではないですが、きちんと整理をされています。それに従えば、基本的には地方公務員の給与も基本的には行われていると。

一方、特別職と議員報酬についてはこの人事院勧告の情報をもとに、18日に行われた議員報酬等審議会において適正に判断されているものと思いますし、またこの報酬審議会との差を発生させる

こと自体も私としてはいかがなものかと思いますので、そういった観点を総合的に鑑みると国との関係性や官民の均衡が図られていないという状況をつくり出すことはあまり好ましい状況ではないと考えております。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君）過去においてやはり人事院勧告に基づいて期末手当とか上げる上げないっていうことに関しては、議会で諮ってしなかったこともあると思うんです。特別職は上げないとか一般職員の方は上げるとか決定をした過去があつたと思うんですけども、今回そういうことはなくて議題に上がって反対なしで今採決したんですけども、今回は上げる上げないの決議はしなかつたように思います。今回もそれをやっぱりすべきだったかなと思つたりもするんですけどもいかがですか。この議題を上げるときにそういうことを検討しなかつたのかなと思ってますけれども、質問になつてないですか。

○議長（青羽雄士君）福村課長。

○総務課長（福村一広君）齊藤議員の御質問にお答えします。

一般職に関しては基本的には人事院勧告どおり改定しなかつたことはございます。実際國のほうの給与関係閣僚会議において人事院勧告どおりにしないという決定をしたことも過去にはありますので、そういった意味では基本的には人事院勧告と言っていますが人事院勧告ではなく給与関係閣僚会議において決定された給与が適用されるというふうに解釈していただきたいというのがまず1点。

議員の報酬プラス特別職については、過去には政治的な要素もあり例えは遡及しないとかそういうことは確かにありました、今まででは社会情勢や物価高騰対策も含めて、いろんなことを考えた上で最終的に遡及するということで今回決定させていただいております。非常に経済が低迷したときに限って賃金を職員と同じように上げるのはいかがなものかという議論もあって、確かに遡及しないで4月から適用しましょうということをやってきましたこともあります。

今回は報酬審議会の中では最近の社会情勢や物価高騰も含めて考えた上でやはり遡及適用したほうがいいと、近隣町村の状況も踏まえながら報酬審議会で慎重に審議をした結果ということになっておりますので、今回については遡及をするということで決定をさせていただいてます。

ただ、毎回そういうふうになるかどうかは報酬審議会のほうの結論というかいろんな中で決定されるものだと思いますし、最終的に答申を受けて議会議員を含め特別職をどうするかっていうところを判断して議案を提案させていただくということになっておりますので、そういう状況も踏まえて遡及した適用がいいのではないかということで今回提案をさせていただいた経過でございます。  
以上でございます。

○議長（青羽雄士君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号、令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号、令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号、令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号、令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号、令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和7年第8回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後12時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 青羽雄士 (原本自署)

署名議員 大野幹哉 (原本自署)

署名議員 高木直良 (原本自署)